

職務の級の標準的な職務の内容及び職員の職務の級を決定する基準に関する規則

平成27年3月30日規則第39号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）

第5条第3項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容及び条例第6条第1項に規定する職員の職務の級を決定する場合の基準については、別に定める場合を除き、大阪市の例による。

第2条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。